

大都市税財政制度調査特別委員会資料

「令和２年度 国の予算編成に対する要請」について

資料

令和２年度国の予算編成に対する重点要請書

参考資料 1

令和２年度国の予算編成に対する要請の概要

参考資料 2

令和２年度国の予算編成に対する要請書

令和元年５月３１日
財 政 局

令和 2 年 度

国の予算編成に対する重点要請書

令和元年 6 月

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、平成31年4月に人口が152万人を超え、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、市内へ研究開発機関が次々に立地し、その数が約400に及ぶなど、近年、川崎の「成長力」が高まってきております。

こうした川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めるため、昨年度から「川崎市総合計画」の第2期実施計画期間となり、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しているところです。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいく中、自治体の歳入が大幅に増加することが見込めない一方で、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

このためには、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても自立できるよう税源移譲を進めることが不可欠です。

こうした真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として取りまとめました。

つきましては、令和2年度国家予算編成において、本市の要請事項について、特段の御配慮をお願いいたします。

令和元年6月

川崎市長 **福田 紀彦**

重 点 要 請 事 項

○ 大 都 市 の 役 割 に ふ さ わ し い 税 財 源 の 充 実

地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び 嵩上げ制限の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
ふるさと納税に係る財政措置等について・・・・・・・・	5

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

障害者制度改革に係る財政措置等について・・・・・・・・	7
「介護サービス制度」の改善について・・・・・・・・	9
セーフティネットの更なる充実等について・・・・・・・・	1 1
待機児童の解消と保育の質の確保に向けた支援及び 子どもの医療費の助成の在り方の検討について・・・	1 3
児童相談所等の体制強化について【新規要請項目】・・・	1 5
安全・安心で良好な教育環境の充実について・・・・・・・・	1 7

○ カ 強 い 産 業 都 市 づ く り

殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）における 特区の取組推進とイノベーション創出について・・・	1 9
“水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について・・・・・・・・	2 1
我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域である 川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・・・	2 3

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

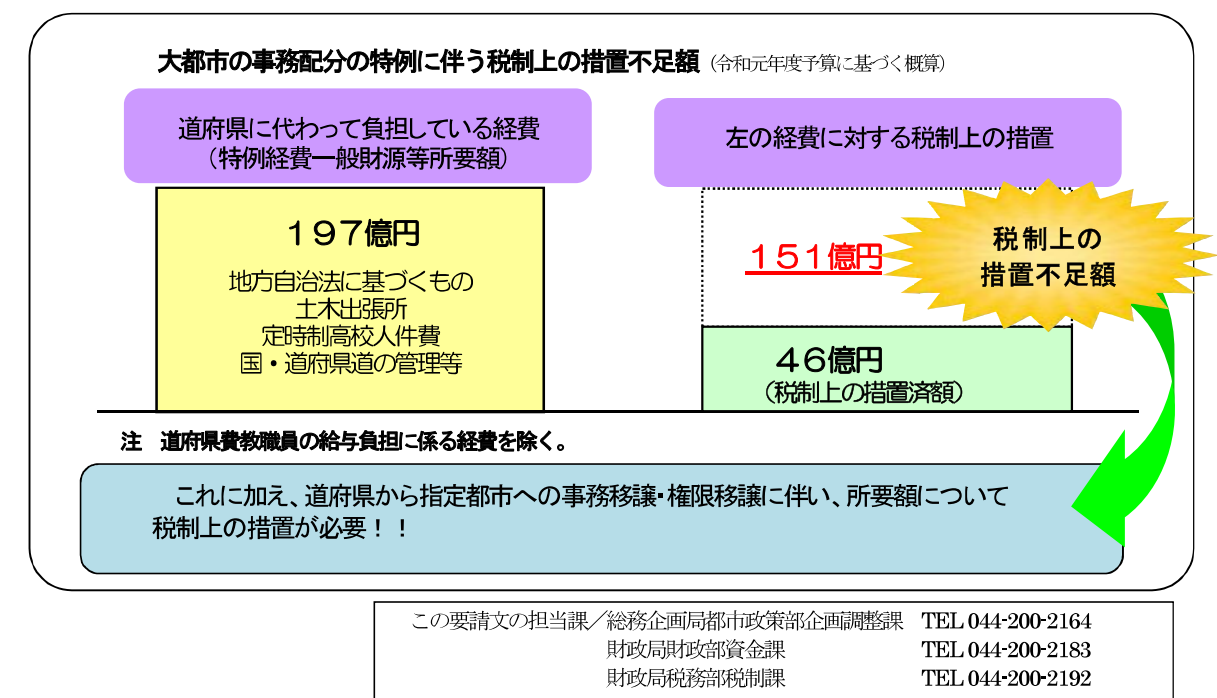
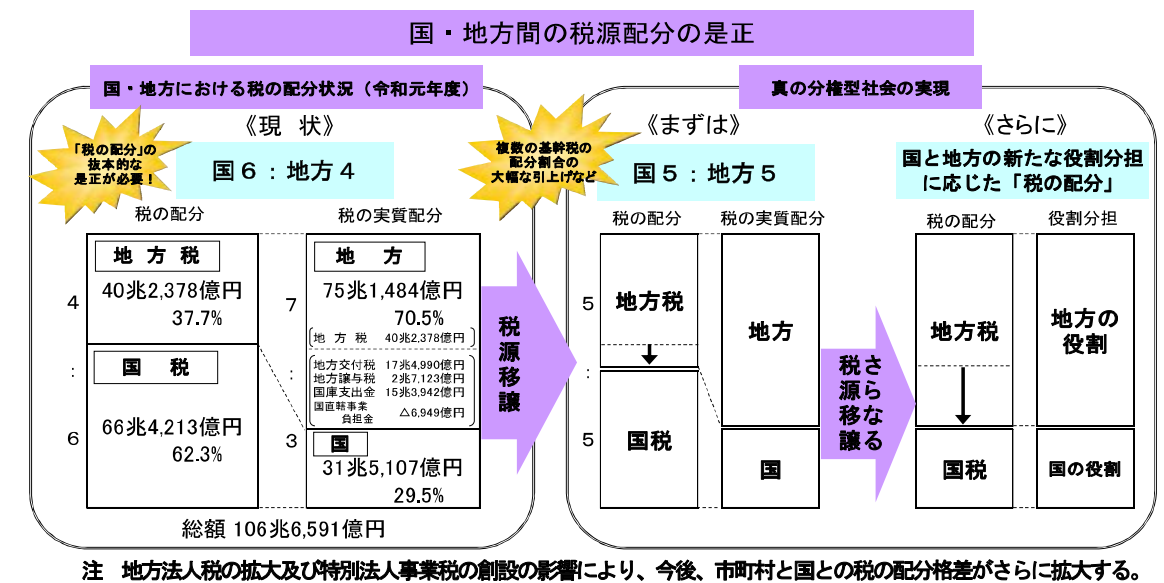
- 1 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
また、財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- 2 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- 4 まち・ひと・しごと創生に係る地方創生推進交付金等は、地方が地域の特性を踏まえ、自主性・独自性を最大限に発揮して活用できるよう、より自由度の高い制度とすること。

■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進めることが重要です。
- 指定都市は、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されておりますが、必要な財源について、税制上の措置が不十分となっています。このため、指定都市が大都市特有の財政需要や事務配分の特例に対応した財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきです。
- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきです。

それが実現するまでの間は、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続きの簡素化等を図るべきです。

- 地方版総合戦略を推進するために地域再生計画を策定し取り組む事業については、交付金の対象となるよう必要額を確保するとともに、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきです。



財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び嵩上げ制限の廃止について

【総務省・厚生労働省・文部科学省・国土交通省】

■ 要請事項

財政力指数に基づく国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと。

■ 要請の背景

- 本市は、早くから産業政策に取り組んで、世界的企業や約400の研究開発機関を立地させるとともに、社会資本整備等にも注力した結果、平成31年4月には人口が152万人を超えるなど、日本有数の「元気な都市」となっています。
- 本市は、政令市唯一の、普通交付税の「不交付団体」として、「財政が豊か」というイメージを持たれています。本市の市税収入は堅調に推移していますが、臨時財政対策債の発行方式などの地方財政制度の変更に伴い、一般財源の総額が伸び悩んでいる一方で、少子高齢化等により歳出が増加していることから、徐々に収支不足が拡大しつつあります。
- 本市の財政力指数は、平成28年度は0.999、平成29年度は1.001、平成30年度は1.009で、普通交付税の交付・不交付のボーダーライン上にありますが、収支不足に対応するため、平成24年度から、臨時的に減債基金からの借入れを行っており、「財政が豊か」という実態にはありません。
- 財政力格差の是正は地方交付税で行われており、財政力指数に基づいて、更に国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限を行わないようお願いします。

■ 本市の財政力指数及び減債基金借入金の推移（H22～R1年度）

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
財政力指数	1.076	1.041	0.999	0.996	0.995	0.995	0.999	1.001	1.009	1.018
減債基金借入金（億円）	-	-	67	27	32	-	53	130	196	115

※H30年度は決算見込額、R1年度は予算額

■ 国庫支出金等の割り落とし等による主な減収見込額

名 称	交付基準等の考え方	減収見込額（億円）	所管省庁
地方揮発油譲与税	前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2と当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額を控除	▲ 3.7	総務省
保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業）	財政力指数が1.0以上の場合 2/3 → 1/2	▲ 1.9	厚生労働省
保育対策総合支援事業費補助金（保育士宿舍借り上げ支援事業）	財政力指数が1.0以上の場合 1/2 → 3/8	▲ 0.7	厚生労働省
保育所等整備交付金	財政力指数が1.0以上の場合 2/3 → 1/2	▲ 1.8	厚生労働省
学校施設環境改善交付金	財政力指数が1.0を超える場合 1/3 → 2/7	▲ 1.4	文部科学省
社会資本整備総合交付金及び防災・安全社会資本整備交付金	財政力指数が1.0を超える場合 5.5/10 → 5/10	▲ 1.5	国土交通省

※今後、本市においては▲10億～▲20億円の影響が見込まれております。

※幼稚園就園奨励費補助金については、幼児教育・保育の無償化実施により見直されました。

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL044-200-2183

ふるさと納税に係る財政措置等について

【総務省】

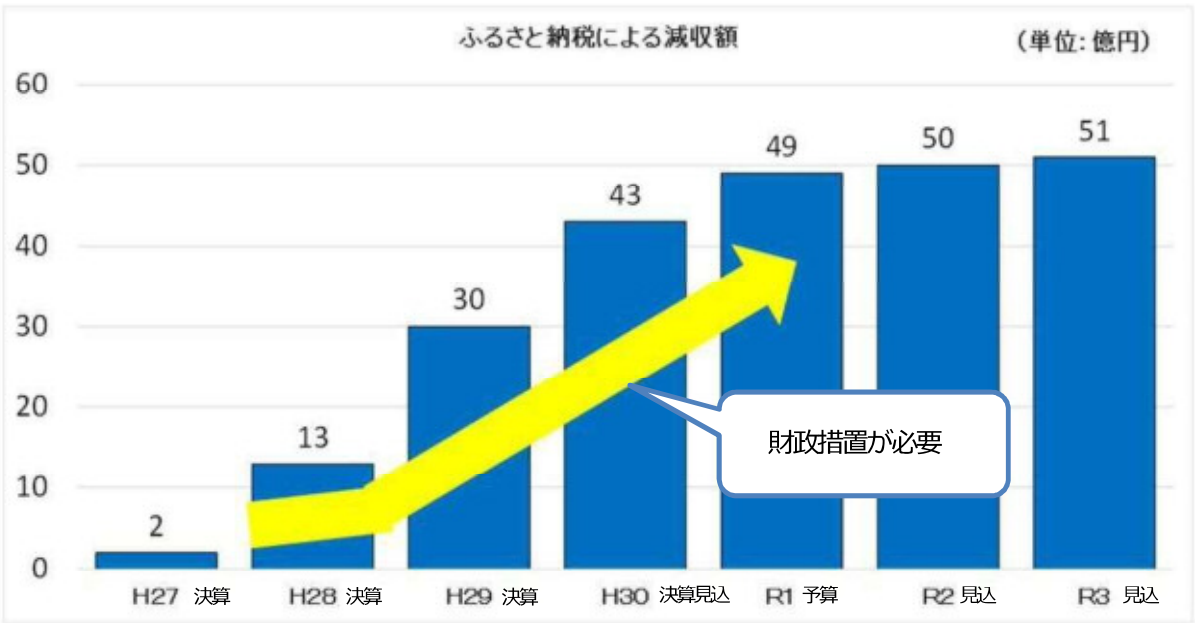
■ 要請事項

「ふるさと納税制度」による減収額が年々大幅に増加しているが、「不交付団体」である本市では減収額が補てんされず、交付団体である他都市と比べても、行政サービスへの影響がより深刻なため、当該減収分について財政措置を講ずること。また、特例控除額の上限等の見直しを行うこと。

■ 要請の背景

- ふるさと納税制度は、都道府県及び市区町村に対する寄附について、所得税及び個人住民税から控除される制度として平成20年度に導入され、平成27年度税制改正により、特例控除額の上限が所得割の10%から20%に引き上げられるとともに、控除申請の簡素化のため「ふるさと納税ワンストップ特例」制度が創設され、本市の減収額が急増しています。
- 平成31年度税制改正において指定制度が創設され、返礼品についてはその調達に要する費用の額を寄附金の額の3割以下とすることとされました。しかし、特例控除額が現行の所得割額の20%という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品と組み合わせることで結果として節税効果が生ずるなどの課題が依然として残ります。新たに定額の上限を設けるなど、地方団体の財政に与える影響を抑制するための見直しが必要です。また、ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用する場合は、所得税控除相当額については個人住民税からではなく、全額所得税から控除する等の見直しが必要です。
- 普通交付税の不交付団体は減額となった税収がそのまま当該団体の歳入の減につながり、本市においてもその影響は深刻です。行政サービスの安定的供給に支障をきたすことが危惧されることから、当該減収分についての財政措置が必要です。

■ 本市における減収額



■ ふるさと納税ワンストップ特例制度による影響額

- 令和元年度当初予算ベース

市民税：3.4億円 (県民税：0.8億円)

◆確定申告時とワンストップ特例制度適用時との比較
(例：年収700万円の給与所得者(独身又は共働き)が10万円のふるさと納税をした場合)

【確定申告を行う場合】		
適用 下限額	所得税 控除額	住民税 控除額
0.2万円	2万円	7.8万円

【ワンストップ特例制度の適用を受けた場合】		
適用 下限額	住民税 控除額	住民税 控除額
0.2万円	2万円	7.8万円

住民税控除額が7.8万円→9.8万円へ

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183
財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192